

共同企業体発注方式の見直しについて

市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、次のとおり共同企業体の結成要件等を見直し、平成 23 年 10 月 1 日以降に発注する案件から適用します。

1 市内企業建設工事共同企業体

	現 行	平成 23 年 10 月 1 日以降の発注案件
構成員数	2 社	2 社又は 3 社
他の構成員の 最低出資比率	30 パーセント	2 社の場合 30 パーセント 3 社の場合 20 パーセント

2 特殊工事等共同企業体

	現 行	平成 23 年 10 月 1 日以降の発注案件
構成員数	2 社	2 社又は 3 社
他の構成員の 最低出資比率	30 パーセント	2 社の場合 30 パーセント 3 社の場合 20 パーセント
他の構成員の 要件(工事の場合)	特定建設業許可を有する。	一般建設業許可又は特定建設業許可の いずれかを有する。
施工方式	単体企業又は共同企業体	単体企業又は共同企業体 <u>ただし、予定価格 2 億円以上のその他 工事については、共同企業体に限る。</u>